

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したの  
で、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和4年2月8日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付記

報告監第9号 令和3年度第3回 監査結果報告書

定期監査	総務局
	市民局
	会計室
	消防局

西宮市長 石井登志郎 様  
西宮市議会議長 草加 智清 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和3年度第3回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務監査及び行政監査）を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和4年2月7日

西宮市監査委員 石原 俊彦  
西宮市監査委員 佐竹 令次  
西宮市監査委員 板戸 史朗  
西宮市監査委員 大川原成彦

# 目 次

## 定期監査結果報告（会計室）

第1 監査の対象	9
第2 監査の期間及び方法等	9
第3 監査の結果	9
1 収入事務	9
2 支出事務	10
3 財産管理事務	10
4 服務事務	10
5 会計管理業務	10
第4 要改善事項	11
1 現金取扱員証の適正な交付	11
2 歳入歳出外現金払出票の適正な審査	11
第5 監査委員の意見	11
1 財務会計事務の指導	11

## 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。  
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

# 定期監査結果報告

## ( 会 計 室 )

### 第1 監査の対象

会計室における、主として令和3年4月1日から同年8月31日までの期間に執行された財務事務等を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

監査の対象とした会計室の組織及び職員数の状況(令和3年4月1日現在)は以下のとおりである。

(単位：人)

組 織	正規職員	会計年度 任用職員A
室 長	1	0
会計課	10	0
計	11	0

### 第2 監査の期間及び方法等

令和3年10月8日から監査事務局職員による監査を開始し、4年1月7日に監査委員によるヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

## 2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

## 3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

## 4 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

## 5 会計管理業務

会計管理業務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

### (1) 現金取扱員証の交付

地方自治法第171条の規定により、会計管理者の事務を補助させるため、出納員その他の会計職員が置かれており、出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納保管の事務をつかさどる。西宮市会計規則第6条により、現金取扱員は、所管出納員の命を受けて現金の出納事務を補助している。同規則第8条第3項により、市長は、現金取扱員を任命したときは、直ちに会計管理者に報告しなければならない。同条第4項により、現金取扱員に対して、職務上、現金取扱員の身分を証する必要がある場合に、会計室で現金取扱員証を交付している。

会計室は、出納員が置かれておらず現金を取り扱っていない課から、現金取扱員の任命に係る報告書及び現金取扱員証の交付申請書を受領し、現金取扱員証を交付していた。

### (2) 歳入歳出外現金の払出票に係る審査

会計室では、歳入歳出外現金の払出票の審査を行っている。契約保証金の払出票で、所管課の最終決裁権者の押印がもれているものがあつた。また、歳計現

金に準じて、1,000万円以上を支出する払出票については、資金計画のため財政課による確認を経た後に会計室が審査を行っているが、財政課の押印がもれているものがあった。

#### 第4 要改善事項

主に財務事務を中心に監査を実施したが、重大な事務処理上の誤りは発見されなかった。しかしながら、基本的な事務処理で関連規定の理解不足や確認不足によるものと思われる誤りが発見された。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

##### 1 現金取扱員証の適正な交付

現金取扱員の任命に係る報告書及び証の交付申請書を各課から受領したときは、西宮市会計規則第7条及び別表第1に基づいて当該課に出納員が置かれているかどうかを確認し、適正に任命対象者を把握した上で、現金取扱員証を交付されたい。

##### 2 歳入歳出外現金払出票の適正な審査

歳入歳出外現金は市の所有に属する現金ではないが、公金である。払出票の審査にあたっては、歳計現金の支出命令書の審査と同様に、適正な審査及び財務会計事務の指導に努められたい。

#### 第5 監査委員の意見

##### 1 財務会計事務の指導

会計室においては、財務会計事務に係る各種通知や現金及び物品の出納事務検査の実施等により、庁内の財務会計事務に係るリスクの軽減を図っている。今後とも支出命令書及び歳入歳出外現金払出票の審査や、各種通知等を通じ、適正な財務会計事務の指導に努められたい。